

柔道整復師（整骨院・接骨院）を利用される方へ ～全ての施術に健康保険が使えるわけではありません～



柔道整復師による施術は健康保険が適用される範囲が限られます。施術を受ける前にきちんと確認して正しく施術を受けましょう。

健康保険証を使って柔道整復師による施術を受けた場合は、自己負担分を除いた額が健康保険から療養費（柔道整復療養費）として支払われます。施術を受けた後で健康保険の適用が認められなければ、全額自己負担となります。

健康保険が使えるケース

- ねんざ
- 打撲
- 挫傷（肉離れなど）
- 骨折、脱臼の応急手当（医師の同意があれば応急手当後の施術も可能）

健康保険が使えないケース

- 疲労による肩こり、腰痛、負傷原因のない筋肉痛
- 肉体疲労改善（慰安目的のマッサージ）体調不良等
- 病気からくる痛みやこり（ヘルニア・リウマチ・五十肩など）
- 脳疾患後遺症などの慢性的な症状
- 保険医療機関（整形外科等）で治療中の負傷
- 労災保険が適用となる負傷

健康保険で柔道整復師にかかる時の注意点

- 負傷の原因を正確に伝える：外傷性の負傷でない場合や労災保険に該当する場合は健康保険の対象となりません。
 - 保険医療機関との重複受診はできません：同じ負傷で同時期に、保険医療機関（整形外科等）での治療と柔道整復師による施術を受けた場合は、原則として柔道整復師の施術は全額自己負担となります。
 - 長期にわたる施術については医師の診察を受けましょう：長期間施術を受けても症状が改善しない場合は病気などの内科的要因も考えられますので、一度医師の診察を受けましょう。
 - 領収書をお願いします：国民健康保険を使用した場合は、後日「医療費通知」を送付します。領収書と通知内容が一致しているかを確認しましょう。また、領収書は医療費控除を受ける際に必要となります。大切に保管してください。
- ※皆さまの国保税を財源として支給する療養費について、保険者として支給内容に誤りがないかを確認する必要があります。施術内容について文書または電話、訪問にて照会させていただくことがあります。市役所から連絡がありましたら、ご協力をお願いします。

問 国民健康保険課 給付係 内線158

2つの給付金 12月22日まで！申請受付延長します。



対象と思われる方で、まだ申請のない方には、11月初旬に再度申請書等を送付しています。

1. 臨時福祉給付金（平成28年度）

支給対象となる方

基準日（平成28年1月1日）において住民票が宜野湾市にある方で、平成28年度の市民税（均等割）が課税されていない方。ただし、基準日に生活保護を受給されている方、平成28年度市町村民税（均等割）が課税されている方に扶養されている方は対象となりません。

支給額 対象者一人につき3千円（支給は1回限り）

2. 障害・遺族年金受給者向け給付金

（年金生活者等支援臨時福祉給付金）

支給対象となる方

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方。ただし、高齢者向け給付金を受給した方は対象となりません。

支給額 対象者一人につき3万円（支給は1回限り）

申請受付期間 12月22日まで（当日消印有効）

混雑が予想されますので郵送での申請をお勧めします。

申請受付時間 8:30～11:45、13:00～17:00（土日・祝日は除く）

申請方法 返信用封筒で返送、または窓口にて受付。

必要書類

- ① 申請書（押印してください。）
 - ② 運転免許証または健康保険証（後期高齢者被保険者証）の写し（対象者全員分）
 - ③ 受取口座の通帳の写し（口座番号・名義等を確認します。）
- ※外国人の方は在留カードの写しも必要です。

※申請書の発送は、支給を保証するものではありません。

※申請書の記入漏れ・必要書類の提出がないと、給付金の支給ができない場合や遅れるおそれがあります。

※審査完了後、審査結果通知書（はがき）を送付し給付の可否や振込日等をお知らせします。

※両方の支給対象者に該当する方は、2つの給付金を受給できます。

問 臨時福祉給付金担当（2階大ホール） 内線374・375・376